

「事業承継税制における『特例承継計画』とは？」

前号でお知らせした通り、平成30年度税制改正において事業承継税制が拡充され、一定の要件の下で、事業承継に伴う相続税や贈与税の負担がゼロとなります。これを受けて、中小企業庁では、適用の要件である「特例承継計画」の記載マニュアル等を公表しましたので、概要をお知らせします。

1. 納税猶予のための手続き

今回拡充された事業承継税制を利用するためには、以下の順に手続きが必要となります。

- ①「特例承継計画」の作成・提出
- ②後継者への贈与・相続
- ③認定の申請
- ④贈与税・相続税の申告

また、「特例承継計画」を提出できる期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとされています。

2. 「特例承継計画」における経営計画

計画には、後継者が実際に事業承継を行った後の5年間で、どのような経営を行っていく予定か、具体的な取組内容を記載する必要があります。この計画は必ずしも設備投資や新事業展開、売上目標や利益目標について記載を求めるものではなく、また、すべての取組が新しいものである必要もありません。後継者が先代経営者や認定支援機関とよく相談の上、後継者が事業の持続・発展に必要と考える内容を記載する必要があります。

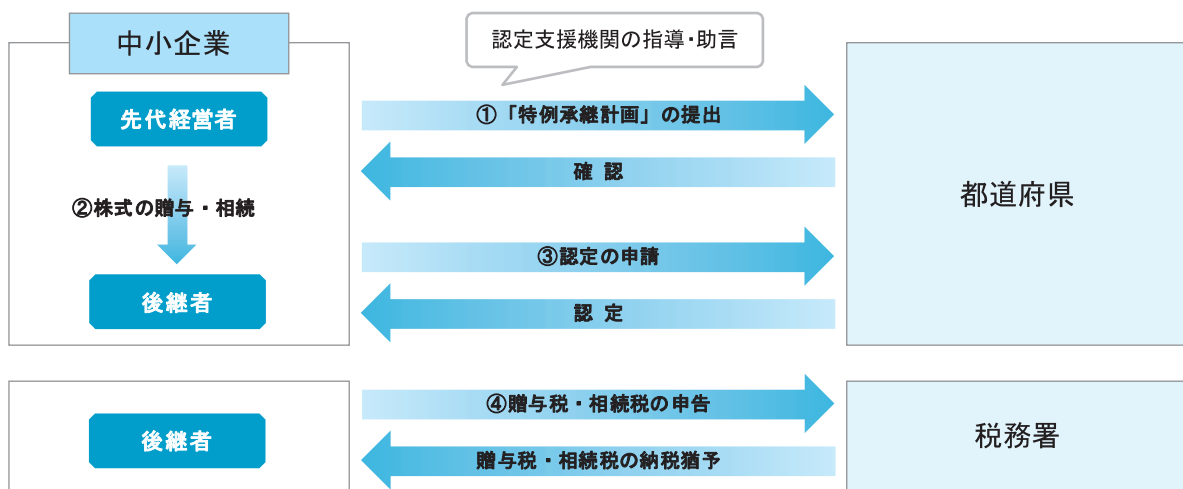
なお、既に後継者が代表権を有している場合には、株式等の取得により経営権が安定した後の取組について記載する必要があります。

この計画に対し、税理士、公認会計士、金融機関等の認定支援機関から、事業承継を行う時期や準備状況、事業承継時までの経営上の課題とその対処方針、事業承継後の事業計画の実現性等について指導及び助言を受け、これを記載する必要があります。

3. 「特例承継計画」における特例後継者

計画では、株式を承継する予定の後継者の氏名（最大3人まで）を特例後継者として記載する必要があり、ここに記載された方でなければ、事業承継税制の特例の認定を受けることはできません。特例後継者が今回の事業承継税制の適用を受けた後は、当該特例後継者を変更することはできませんので注意が必要です。ただし、特例後継者を2人または3人記載した場合であって、まだ株式の贈与・相続を受けていない者がいる場合は、当該特例後継者に限って変更することが可能です。

詳細な手引きや記載例につきましては、順次、中小企業庁のホームページに掲載予定ですので、確認してください (<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2018/180402shoukeizeisei.htm>)。



(鶴巻博行公認会計士・税理士事務所)

5分で学ぶ 経営法律知識「労務」

「受動喫煙防止対策助成金について」

受動喫煙防止対策助成金は、職場における受動喫煙防止対策を講じた事業主に対して、対策に掛かった費用の一部を支援する助成金です。職場の受動喫煙防止対策は事業者の努力義務となっていますので、事業場の現状を把握し、効果的な対策を実施するよう努めて下さい。

1. 受動喫煙とは

受動喫煙とは、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸ってしまうことをいいます。

たばこの煙には、たばこを吸う人が直接吸い込む主流煙と、火のついた先から立ち上る副流煙に分かれます。この副流煙には、主流煙に比べてニコチンが2.8倍、タールが3.4倍、一酸化炭素が4.7倍も含まれています。

副流煙には

喫煙者が吸い込む「主流煙」と比べて

ニコチン 2.8倍

タール 3.4倍

一酸化炭素 4.7倍

出所：厚生労働省「喫煙と健康」第2版

2. 支給対象となる事業主

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
- (2) 中小企業に該当する事業主であること。
- (3) 事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主であること。
- (4) 一定の基準を満たす喫煙室等の措置を講じた事業主であること。

※ 上記の他にも支給要件があります。

3. 助成の対象となる措置

以下の一定の基準を満たす喫煙室等の設置に掛かる工費、設備費、備品費、機械装置費等の経費に対して助成されます。

助成対象となる措置	要件	飲食等の可否
①右の基準を満たす喫煙室の設置・改修	喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2m/秒以上	不可
②右の基準を満たす屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修	喫煙所での喫煙で、喫煙所の直近の建物の出入口等における粉塵濃度が増加しない	不可
③右の基準を満たす換気装置の設置等（宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ）	喫煙区域の粉塵濃度が、0.15mg/m ³ 以下、又は必要換気量70.3×（席数）m ³ /時間以上	可

4. 助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
一定の基準を満たす喫煙室等の設置等にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費等	1/2 ただし、喫煙室の設置等を講じる事業場が飲食店の場合は2/3	100万円

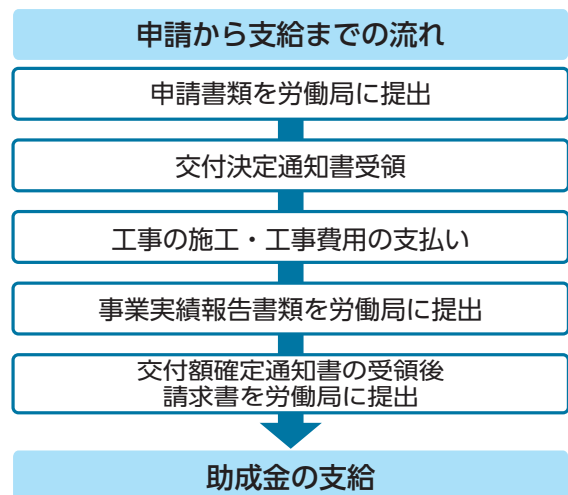
※ 交付は事業場単位とし、1事業場につき1回のみとなります。また、同じ事業場で複数の場所に設置する場合は、まとめて1件の申請となります。

5. 留意事項

助成金の受給にあたっては、禁煙室の設備等の事業計画の内容が技術的及び経済的な観点から妥当であることが必要です。そのため、単位面積あたりの助成対象経費の上限額が下記のようになっています。

交付対象	喫煙室等の単位面積当たりの助成対象経費上限額
①喫煙室の設置・改修	60万円/m ²
②屋外喫煙所の設置・改修	
③上記以外の受動喫煙を防止するための措置・改修（換気装置の設置等）	40万円/m ²

6. 受給手続きの流れ



※ 助成金は「必ず支給される」というものではありません。

（特定社会保険労務士（土浦支部）小林基伸）